通学定期乗車券購入について

通学定期乗車券の購入方法

①通学証明書に必要事項を記入します。

(通学証明書の有効期限は1ヵ月以内です。)

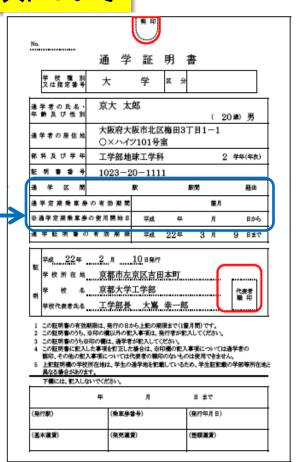
- 诵学区間
 - ※現住所の最寄り駅から大学(通学キャンパス)の 最寄り駅までの最短区間に限ります。
- 通学定期乗車券の有効期間
- ②交通機関の定期券発売所に次のものを持参して購入して ください。
 - 诵学証明書
 - 学生証

不正購入の禁止について

本学の学生が通学を目的として、交通機関の定期乗車券を購入する際にのみ、割引制度を受けることができます。 通学定期乗車券の購入は、現住所の最寄り駅から大学(通学 キャンパス)の最寄り駅までの最短区間に限ります。

区間を偽って購入したり,通学以外の目的(サークル活動・ アルバイト通勤など)で購入することは不正購入となります。 不正購入はいかなる場合であっても許されません。

本人に多額の追徴金が課せられるばかりか、本学学生の通学定期乗車券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正購入はしないでください。



学割証の利用について

学割証の利用方法

①学割証に必要事項を記入します。 ■

(学割証の有効期限は3ヵ月以内です。)

- ・乗車区間 ・乗車券の種類
- ②交通機関の乗車券発売所に次のものを持参して購入してください。
 - 学割証
- ・学生証

•年間割当枚数

年間割当枚数は1人15枚までとなっています。<u>正当な理由があり、</u>年間割当枚数を超えて発行を希望する場合は、所属学部・研究科等の教務掛等へ申し出てください。

•割引対象

片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合、 運賃(乗車券のみ)が2割引になります。

対象の交通機関

学割証は旅客鉄道株式会社(JR各社)が自社の利用に関して発行しているものですが、他の交通機関でも利用できる場合があります。乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

学割証の利用目的

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の新興に寄与することを目的としています。

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的を持って旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

- (1)休暇、所用による帰省 (2)正課の教育活動 (3)正課外の教育活動 (4)就職または進学のための受験等
- (5) 見学または行事への参加 (6) 傷病の治療 (7) 保護者の旅行への随行

乗車券の購入時には学生証の提示が必要です。また、学割証で購入した乗車券を使用する際には、学生証を必ず携帯し、係員の請求があるときには提示してください。

記名人以外の使用など違反行為をした場合は、多額の運賃の追徴があり、また以後の学割証の発行停止処分等(本人だけでなく、大学が発行停止処分を受ける場合もあります)がありますから、決して不正使用しないでください。

